

平成 20 年 4 月 2 日

産業振興部商業観光課

中心市街地及び観光地における新たな開業等支援策について

平成 19 年 11 月 30 日に国の認定を受けた本市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の活性化と本市の観光地周辺施設整備を積極的に支援するため、本市独自の新しい支援制度を本年度 4 月より実施する。

1 目的

- (1) 中心市街地活性化基本計画に基づく、中心市街地における商業の開業支援、オフィス誘導、不動産流動化支援（昼間人口対策）を実施し、中心市街地の賑わい回復を促進する。
- (2) 東海北陸自動車道開通、開町 400 年等に対応した市内観光地における飲食・物販（土産物など）施設を誘導（観光地のインフラ形成）し、市内観光地の魅力向上を促進する。

2 実施事業名と概要

- (1) 「中心市街地賑わい創出開業等支援事業」（中心市街地向け開業支援：詳細は別表）

補助内容

- (ア) 主に昼間営業を行う物販及び飲食・サービス業等（以下、「対象業種」）で店舗を開業するために必要な改装費補助と家賃補助

このうち、生鮮 3 品を販売する店舗については、補助額等を拡充

- (イ) 昼間営業を行うオフィス入居に対する家賃補助
- (ウ) 対象業種で 10 年以上営業している店舗の改装費、什器購入補助
- (エ) 対象業種が入居するための店舗所有者（自己所有含む）の改装費
- (オ) 対象業種が入居する店舗を新たに取得、設置する者（取得者自身の開業も含む）への補助

補助対象地域： 中心市街地の範囲のうち、補助対象区分により個別に設定

補助率： 補助対象区分により、個別に設定

- (2) 「観光地魅力アップ開業等支援事業」（観光地向け開業支援：詳細は別表）

補助内容

- (ア) 主に昼間営業を行う物販及び飲食・サービス業等（以下、「対象業種」）で店舗を開業するために必要な改装費補助と家賃補助

- (イ) 対象業種が入居するための店舗所有者（自己所有含む）の改装費
- (ウ) 対象業種が入居する店舗を新たに取得、設置する者（取得者自身の開業も含む）への補助

補助対象地域： 高岡市内（全市域）の観光地周辺（6ヶ所）

（瑞龍寺・八丁道・前田墓所、高岡大仏、山町筋、金屋町、勝興寺、雨晴海岸）
観光地ごとに範囲を指定

補助率： (1) 開業支援と同等に設定

- 3 事業の期間： 平成 20 年 4 月～平成 24 年 3 月

4 平成 20 年度予算措置

- (1) 5,200 千円
- (2) 3,300 千円

「中心市街地賑わい創出開業等支援事業」

補助区分	中心市街地新規開業者		既存販売店	新規開業オフィス	店舗所有者	店舗取得者
	一般業種	生鮮3品				
対象地域	中心市街地内の各商店街区域	まちなか居住区域	中心市街地内の各商店街区域	中心市街地の区域	開業店舗の業種による	開業店舗の業種による
補助対象	主に昼間営業を行う、物販及び飲食・サービス業等（生鮮3品販売店舗及び風俗、サラ金等の公序良俗に反する店舗を除く） 改装費、家賃・共益費・組合費	主に昼間営業を行う生鮮3品を販売する店舗 改装費、家賃・共益費・組合費	10年以上、物販及び飲食・サービス業等で営業している店舗 改装費	常勤換算5人以上が在籍するオフィス及び特定受益者のための店舗（学習塾等） 家賃・共益費・組合費	左記の補助対象業種（ 、 、 ）に基づく開業者が入居しようとする店舗（自身による開業又は賃貸は不問） 建物修繕費	左記の補助対象業種（ 、 、 ）に基づく開業者が入居するために新たに取得する店舗（自身による開業又は賃貸は不問） 土地・建物取得費、建物修繕費
補助率（限度額）	1/2 (1,000千円) 1/4×12月 (50千円/月)	1/2 (2,000千円) 1/3×24月 (100千円/月)	1/2 (1,000千円)	2/3×12月 (3,000円 / m ² ・月かつ総額100千円・月)	1/2 (1,000千円)	3/10 (3,000千円)
補助対象の制限等	躯体と一体的な整備にかかるもの 家賃、共益費、商店街団体等の負担金	躯体と一体的な整備にかかるもの 家賃、共益費、商店街団体等の負担金	躯体と一体的な整備にかかるもの、什器等の大型備品のうち市長の認めるもの 最低事業費30万円	家賃、共益費、商店街団体等の負担金	テナント入居にあわせた屋根の補修、トイレの設置等、建物所有者側の負担による整備にかかるもの	テナント入居にあわせた空き店舗の取得及び建物所有者側の負担による整備にかかるもの又は店舗の新設にかかるもの 土地取得の場合、建物設置もあわせて実施すること
対象物件等	商店街団体等への加盟すること 路面店（1階の店舗） 補助対象となる業種により構成されたビル（御旅屋セリオ、WW高岡、ILPAセオ、ステーションビルなど）	出店地に商店街団体等がある場合、加盟すること 路面店（1階の店舗） 補助対象となる業種により構成されたビル（御旅屋セリオ、WW高岡、ILPAセオ、ステーションビルなど）	10年以上にわたり商店街団体等へ加盟していること	出店地に商店街団体等がある場合、加盟すること 入居後3ヶ月以内に常勤換算で5名以上が在籍していること	開業店舗の業種に準拠	開業店舗の業種に準拠

「観光地魅力アップ開業等支援事業」

補助区分	観光地新規開業者	店舗所有者	店舗取得者
対象地域	市内(全市域)の観光地周辺(6ヶ所) (瑞龍寺・八丁道・前田墓所、高岡大仏、山町筋、金屋町、勝興寺、雨晴海岸)	市内(全市域)の観光地周辺(6ヶ所) (瑞龍寺・八丁道・前田墓所、高岡大仏、山町筋、金屋町、勝興寺、雨晴海岸)	市内(全市域)の観光地周辺(6ヶ所) (瑞龍寺・八丁道・前田墓所、高岡大仏、山町筋、金屋町、勝興寺、雨晴海岸)
補助対象	主に昼間営業を行う、物販及び飲食・サービス業等(風俗、サラ金等の公序良俗に反する店舗を除く) 改装費 家賃・共益費・組合費	新規開業者が入居しようとする店舗(自身による開業又は賃貸は不問) 修繕費	新規開業者が入居するために新たに取得する店舗(自身による開業又は賃貸は不問) 土地・建物取得費、建物修繕費、改装費
補助率(限度額)	1/2 (1,000千円) 1/4×12月 (50千円/月)	1/2 (1,000千円)	3/10 (3,000千円)
補助対象の制限等	躯体と一体的な整備にかかるもの 家賃、共益費、商店街団体等の負担金	テナント入居にあわせた屋根の補修、トイレの設置等、建物所有者側の負担による整備にかかるもの	テナント入居にあわせた空き店舗の取得及び建物所有者側の負担による整備にかかるもの又は店舗の新設にかかるもの 土地取得の場合、建物設置もあわせて実施すること
対象物件等	出店地に商店街団体等がある場合、加盟すること 路面店(1階の店舗) 補助対象となる業種により構成されたビル	開業店舗の業種に準拠	開業店舗の業種に準拠